

全栃木教職員組合 県教育委員会交渉確認事項 (2021年度)

交渉事項

1. 県教育委員会として競争的な教育を行わないこと。「とちぎっ子学習状況調査」を廃止し、「全国学力調査」は廃止するよう国に求めること。部活動の大会成績等を受検調査書に記載しないこと。
2. 自宅研修や職を保有したままでの長期研修を推奨すること。「共同訪問」は5年に1回とすること。研究指定校は廃止すること。研修報告書等の提出を過度に求めないこと。
3. 教職員評価について
 - (1) 廃止を視野に入れた協議を組合と行うこと。当面の対応として、評価項目の数を大幅に減らすこと。
 - (2) 評価結果と賃金・処遇へのリンクを行わないこと。誰でも、最高号給に達する昇給の評価とすること。
 - (3) 昇任・昇格時の昇給上乘せを行わないこと。
 - (4) 再任用者や臨時教職員、定年退職年次者に実施しないこと。
4. 希望と納得の原則に基づく民主的な人事を引き続き推進すること。「雇用と年金の接続」を、教職員の希望する働き方として保障すること。
5. 指導主事や管理主事の任用試験を実施し、適性等を客観的かつ厳正に判断すること。
6. 近県と同様に教員採用選考試験の受験年齢を59歳までに引き上げること。職務遂行力をより評価する採用試験とすること。前年度の一次試験に合格したすべての者や3年以上の教職経験を有する臨時的任用教員等は一次試験を免除すること。
7. 教諭と同じ職務に当たる臨時的任用職員の給与は教育職給与表2級を適用し、職名を「教諭」・「養護教諭」とすること。
8. 会計年度任用職員（非常勤講師）の報酬額を引き上げること。授業準備や後片付け、試験問題の作成や採点等の業務に従事する時間にも報酬を支払うこと。
9. 長時間過密労働をなくすために
 - (1) 法に基づき週38時間45分勤務を厳守し、長時間過密労働を解消すること。時間外の在校等時間は「月45時間、年360時間」を超えることが絶対にならないようにすること。在校等時間の記録に際しては一律に休憩時間を除かないこと。
 - (2) PTAなどの兼職兼業についても「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とすること。
 - (3) 労基法及び労安法に関する研修を管理職に実施すること。これらの法違反も懲戒の対象とすること。
 - (4) 長期休業中の学校閉庁日を5日以上とすること。
 - (5) 令和2年3月3日付、高教第1188号「事務職員等に係る時間外労働・休日労働に関する協定の締結等について（依頼）」を撤回し、労基法が求める方法で協定を締結すること。協定違反や未払い残業については、管理職には懲戒も含め、厳正に対処すること。
 - (6) 中体連の春季大会を廃止し、地区の総合体育大会も6月中に実施すること。中体連や高体連、各種の競技団体に対して大会精選をさらに求めること。競技団体等の役員等になっている教職員にこのことを引き続き強く指導すること。
 - (7) 長期休業中の週休日に部活動を行わせないこと。高等学校での部活動の合宿練習を行わせないこと。
 - (8) 兼職兼業であるか否かを問わず、課外授業や模擬試験の監督、生徒面談や保護者面談などを、週休日や休憩時間等の勤務時間ではない時間に教員に行わせることがないよう管理職を指導すること。このことをPTAなどの外部団体にも強く申し入れること。

- (9) 各種の研究会などの任意団体が主催する展覧会やコンクール、地域の行事への参加を教職員に促すことがないよう管理職を指導すること。任意団体が主催する大会等の行事運営等に係る業務を週休日に委嘱することがないよう各団体の主催者に強く申し入れること。必要なものは教育委員会が主催すること。
- (10) 長時間にわたる学校行事を許可しないこと。
- (11) 「1年単位の変形労働時間制」に関わる条例を制定しないこと。
10. すべての学校で正規の教職員を大幅に増やすこと。教職員定数の抜本的改善を国に強く求めること。高等学校でも1クラス35人の少人数学級を目指すこと。傷病休暇等の代替教職員を確保すること。
11. 一般入試で定員割れした学校は、欠員を補充するための入学者選抜試験（再募集）を実施すること。
12. 「適格者主義」を助長する高校教育の「多様化・特色化」政策をやめること。特色選抜は廃止を含めて再検討すること。SSHやSGHなど、教育条件の格差を広げる政策の廃止を国に求めること。すべての高校、学科で男女共学とすること。
13. 特別支援学校の過大・過密を早急に解消すること。特別支援学級の定員を6名とするよう引き続き強く国に求めること。通常学級に在籍しながら特別な支援を必要としている子どもたちのために、すべての学校で教員の加配を行うこと。通級指導教室を増やすこと。
14. 市町立学校の労働安全衛生体制（規程の策定）を早急に確立するよう市町教委に強くはたらきかけること。規程については、宇都宮市の規程を参考にするよう働きかけること。衛生管理者や衛生推進者は資格保持者または講習修了者に担わせること。そのための資格の取得に係る費用は公費負担とすること。すべての学校で「安全衛生方針」を策定すること。衛生委員会のリーダーシップのもと、実効ある労働安全衛生活動を推進すること。
15. あらゆるハラスメントを根絶すること。管理職のハラスメントに対して厳正に対処すること。
16. 宮城県が行っている「特約退職制度」を導入すること。
17. 不妊治療に対する特別休暇を新設すること。生理休暇取得をすすめること。
18. PTAや同窓会等の外部団体へ、学校が保護者や生徒、教職員の氏名などの個人情報を無断で提供しないよう管理職を強く指導すること。教職員が組織する研究団体についても、同様の対応とすること。
19. 不当労働行為を行うことがないよう管理職を強く指導すること。不当労働行為を行った場合、当該行為を行った管理職を指導するなど、県教委として対応にあたること。
20. 採用前研修は行わないこと。
21. 県立学校での電話回線の数を増やすこと。校内の内線環境が未整備または不十分な学校に対し、早急にその整備を進めること。市町教委へも働きかけること。
22. 「GIGAスクール構想」にもとづくICT環境の整備にあたっては、子どもたちの健康面への影響や個人情報の保護について十分配慮し、保護者の経済的負担を増大させたり、地域間格差が生じたりしないようにすること。
23. すべての学校で職員室や職員の作業室で「密」が生じないよう、施設や設備を改善すること。校内の消毒を行う専門の担当者を配置すること。
24. 養護教諭の複数配置をすすめること。すべての学校に専任・専門・正規の学校司書を配置すること。高校の情報科教員を確保すること。
25. 臨時免許取得費用は県教委が負担すること。
26. 旧姓使用を認めていない市町について、使用を認めるよう働きかけること。

以上